

令和7年度使用中学校用教科用図書

# 選 定 資 料

令和6年6月

広島県教育委員会

## はじめに

広島県教育委員会は、令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の「選定資料」について、広島県教科用図書選定審議会に対して諮問し、このたび答申されました。

この答申に基づき選定資料を作成しましたので、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定により、広島県教育委員会のホームページに掲載し、各採択権者に通知します。

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものです。

そのため、教育基本法や学校教育法で示された教育の理念や目標及び学習指導要領における各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することが必要です。

各採択権者においては、この資料を活用して教科用図書の調査研究を十分に行い、適正かつ公正な採択を行ってください。

令和6年6月

広島県教育委員会

# 目 次

教科用図書選定資料について .....	1
国 語 .....	2
書 写 .....	20
社 会 (地理的分野) .....	37
社 会 (歴史的分野) .....	55
社 会 (公民的分野) .....	87
地 図 .....	109
数 学 .....	117
理 科 .....	139
音 楽 (一般) .....	159
音 楽 (器楽合奏) .....	174
美 術 .....	183
保 健 体 育 .....	202
技 術 ・ 家 庭 (技術分野) .....	216
技 術 ・ 家 庭 (家庭分野) .....	228
英 語 .....	239
道 徳 .....	262

## 教科用図書選定資料について

### 1 観点及び視点の設定について

この選定資料は、文部科学省の「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に記載された教科用図書について、種目別に、次の五つの観点に基づいて調査研究を行い、特徴を一覧表にしたものです。

観点1	知識及び技能の習得
観点2	思考力、判断力、表現力等の育成
観点3	主体的に学習に取り組む工夫
観点4	内容の構成・配列・分量
観点5	内容の表現・表記

現行の学習指導要領では、育成を目指す資質・能力の三つの柱として、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」が示され、全ての教科等の目標及び内容が三つの柱で整理されています。

各教科用図書においても、これらの資質・能力を育成するための創意工夫が図られていることから、観点1として「知識及び技能の習得」、観点2として「思考力、判断力、表現力等の育成」、観点3として「主体的に学習に取り組む工夫」を設定しています。

なお、それぞれの観点の下に、種目ごとに学習指導要領の目標に基づき視点を設定しています。

### 2 記載の順序

選定資料に記載している順序は、文部科学省の「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている発行者番号順とし、発行者名は次の略称で表しています。

番号	略称	発行者名	番号	略称	発行者名
2	東書	東京書籍株式会社	61	啓林館	株式会社新興出版社啓林館
4	大日本	大日本図書株式会社	81	山川	株式会社山川出版社
6	教図	教育図書株式会社	104	数研	数研出版株式会社
9	開隆堂	開隆堂出版株式会社	116	日本文	日本文教出版株式会社
11	学図	学校図書株式会社	224	学研	株式会社 G a k k e n
15	三省堂	株式会社三省堂	225	自由社	株式会社自由社
17	教出	教育出版株式会社	227	育鵬社	株式会社育鵬社
27	教芸	株式会社教育芸術社	229	学び舎	株式会社学び舎
38	光村	光村図書出版株式会社	232	あか図	あかつき教育図書株式会社
46	帝国	株式会社帝国書院	233	日科	日本教科書株式会社
50	大修館	株式会社大修館書店	236	令書	令和書籍株式会社